

# データを巡る国際情勢

板倉陽一郎

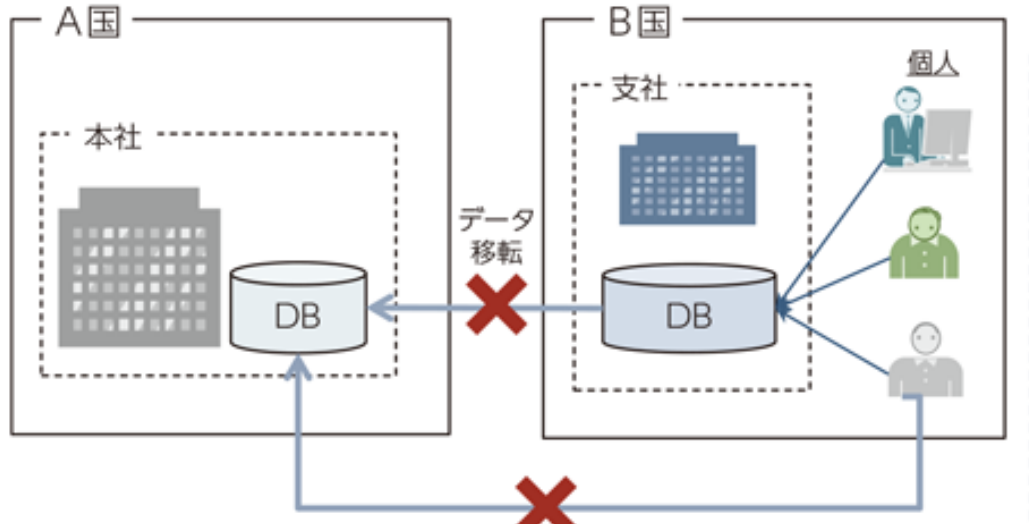
弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

# データを巡る国際情勢を理解するための二つの概念

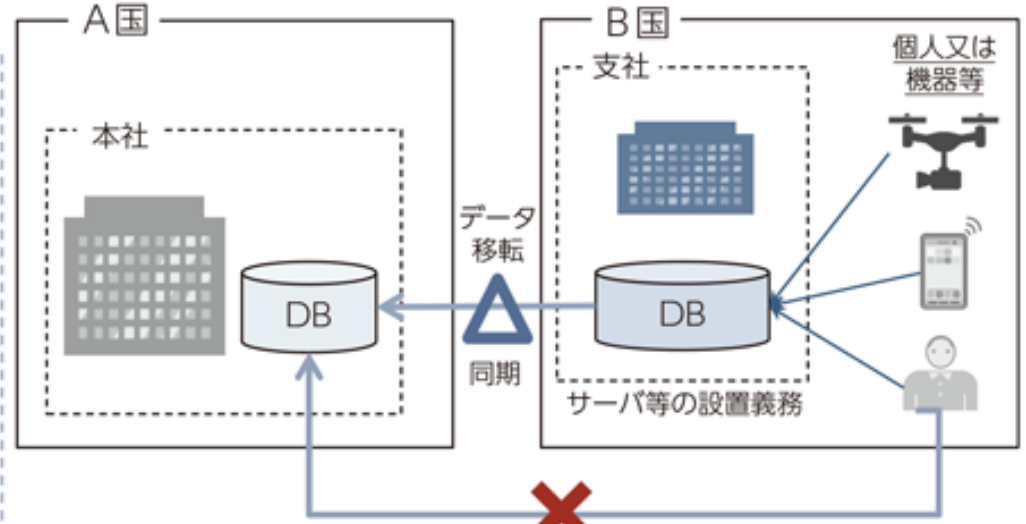
## ①データの移転そのものを制限



A国からB国居住者のデータを  
直接収集することは不可  
(本人の同意等が必要) **※不正確な記載である。  
直接取得の場合に処理根拠が  
必要なのは移転規制とは無関係。**

- 例：EUにおける一般データ保護規則（GDPR）
- 主に、パーソナルデータを規制対象としており、自国民のプライバシー保護等を目的としている。

## ②自国内におけるデータを保有・保管のために制限

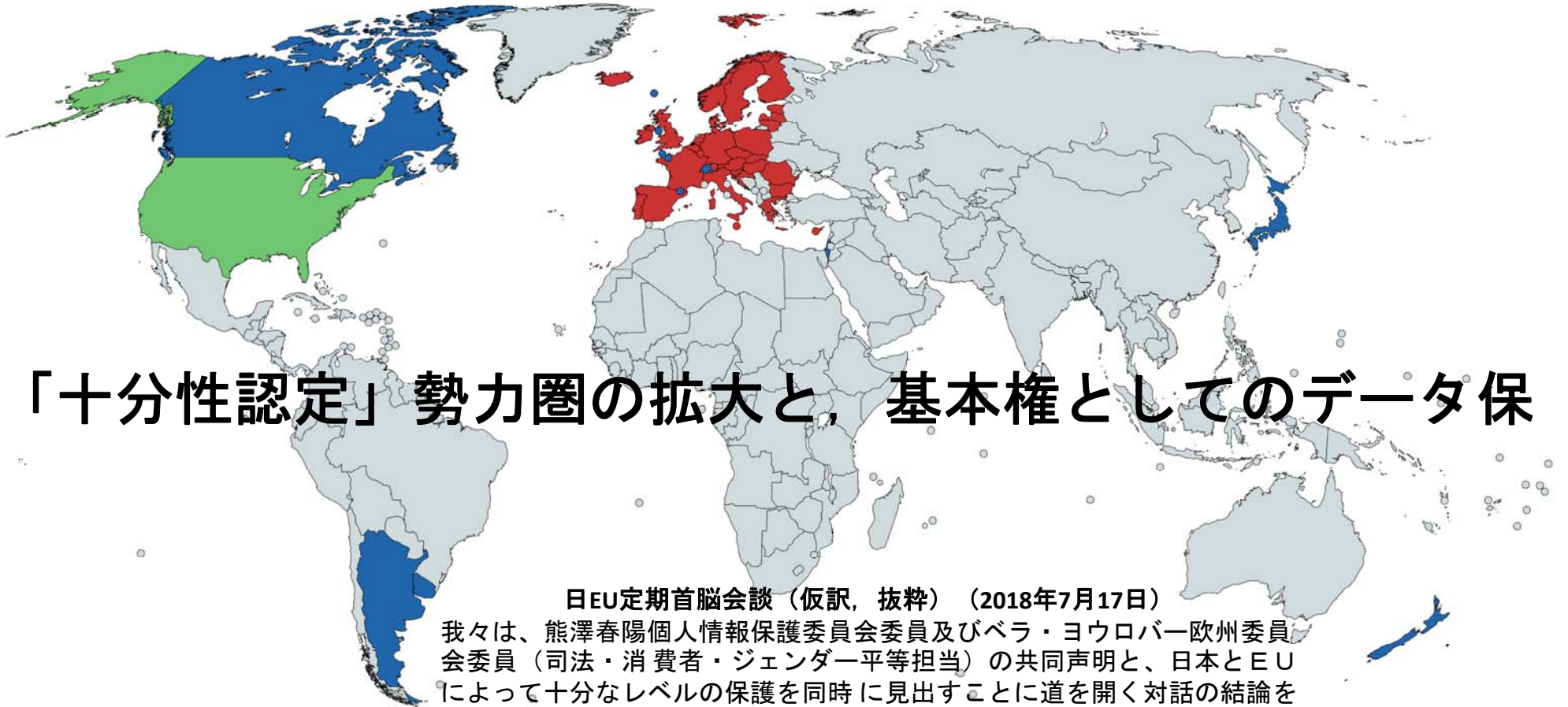


B国内におけるデータの保管が必要  
(B国内にデータを保管しても移転できない可能性がある)

- 主に、自国内の産業振興や安全保障の確保等を目的としている
- 当該国で収集したデータ（パーソナルデータ以外も含むことがある）等を保管する必要がある。

総務省平成29年度版情報通信白書より

# ① 「十分性認定」勢力圏の拡大と、基本権としてのデータ保護



日EU定期首脳会談（仮訳、抜粋）（2018年7月17日）

我々は、熊澤春陽個人情報保護委員会委員及びベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・ジェンダー平等担当）の共同声明と、日本とEUによって十分なレベルの保護を同時に見出すことに道を開く対話の結論を歓迎する。相互に十分性を見出すことは、高いレベルの個人データの保護に基づき、このように相互に十分性を見出すことを通じてデータが安全に流通する世界最大の地域を創出することにより、経済連携協定から得られる利益を拡大する。これから双方はそれぞれの関連する国内手続を開始する。

Created with mapchart.net ©



## ②沈黙する米国連邦政府のプライバシー政策とプライバシーシールド, GAFA, 州立法

Created with mapchart.net ©



### ③中国流データローカライゼーションの拡大とWTO, EPA

経済産業省「2018年版不公正貿易報告書」63-64頁（ベトナムサイバーセキュリティ法について）

#### <措置の概要>

...ベトナム国内の外国企業に対し、営業ライセンス取得や、代表事務所及びサーバーの国内設置を義務付ける規定、個人情報及び重要データの国内保存、データの国外移転時の安全評価を義務付ける規定、サイバーセキュリティ関連の製品やサービスについて、「国家規格」や「国家技術規格」に適合することを義務付ける規定等が含まれており、**情報の自由な流通や、外国企業のベトナム市場への参入が阻害される可能性がある。**

Created with mapchart.net ©

# データを巡る国際情勢について

- 政府の役割
  - 欧州との「相互認証」の意味
  - データローカライゼーションとの戦い
- 企業の対応
  - 規制としての越境データ移転
  - 踏み絵としてのデータローカライゼーション